## ものづくり中小企業デジタル化推進事業実施要領

(趣旨)

第1条 この事業は、県内中小製造業の生産性向上による競争力強化を図るため、デジタル技術を活用したシステム・機器等を導入して実施する県内中小製造業者のモデル的な取組を支援することを目的とする。

### (事業実施主体)

第2条 この事業の事業実施主体及び事業実施主体の審査基準は、別表のとおりとする。

#### (事業の採択)

- 第3条 本事業の実施を希望する者は、事業計画認定申請書(様式1)に次に掲げる書類 を添えて、別に定める期日までに大分県知事(以下「知事」という。)に対して認定の 申請を行うものとする。
  - (1) 誓約書(様式2)
  - (2) 事業の内容が分かる資料 (システム・機器等のカタログ等)
  - (3) 直近2期分の決算書の写し(貸借対照表・損益計算書(販売費及び一般管理費の明細、製造原価報告書を含む。))
  - (4) 企業概要資料(自社パンフレット等)
- 2 知事は、事業内容を検討し、適当と認める時は、事業認定通知書(様式3)により、 通知するものとする。

(県の助成)

第4条 知事は、前条第2項で認定した事業について、別に定める大分県ものづくり中小 企業デジタル化推進事業費補助金交付要綱により予算の範囲内においてその実施に要す る経費を助成するものとする。

(成果の報告)

第5条 事業実施主体は、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して3年間、 毎年度の5月31日までに事業の成果を知事に報告するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和4年度のものづくり中小企業デジタル化推進事業から適用する。

# 事業実施主体

## 審査基準

生産性向上による競争力強化を図るため、デジタル技術を活用したシステム・機器等を導入して実施する県内に事業所を有する中小製造業者

中小企業基本法(昭和38年法律第154号) 第2条第1項に定めるもの(発行済株式の 総数又は出資金額の総額の2分の1以上 を同一の大企業が所有する若しくは総額 の3分の2以上を大企業が所有する企業 又は大企業の役員若しくは職員を兼ねる 者が役員総数の2分の1以上を占める企 業を除く。)のうち、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)の大分類で製 造業に分類されるものをいう。

- ① 課題と解決方法
- ② 事業計画の妥当性
- ③ 実施体制
- ④ 事業のモデル性・波及効果